# 大分市自治基本条例検討委員会 第9回 市政運営部会 議事録

日 時 平成23年1月27日(木) 14:05~15:30

場 所 大分市役所議会棟3階 第4委員会室

出席者

# 【委員】

島岡 成治、足立 稔、泥谷 郁、園田 敦子の各委員(計4名)

## 【事務局】

企画課主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 永野 謙吾、同主査 阿部 美剛(計4名)

【プロジェクトチーム】 総務課主任 河越 隆

# 【オブザーバー】

総務課法制室長 伊藤 英樹

## 【傍聴者】

1名

次 第

- 1. 開 会
- 2.議事
  - (1)市民意見に対する検討について
  - (2)その他

# <第9回 市政運営部会>

事務局

それでは、ただ今より、大分市自治基本条例検討委員会第9回市政運営部会を開催いたします。

本日は、昨年末の第18回全体会でご報告いたしました、市民意見等につきまして、部会毎にご検討をいただくこととなりましたので、市政運営部会に関する意見を中心に、全体にかかるご意見等も踏まえて、ご協議いただければと思います。資料につきましては、本日新たにお配りしていますが、基本的に前回全体会でお配りした「報告2」から「報告5」と同じものです。分かりやすくするために、本部会に関係のある部分

には黄色で着色をしております。また、赤字につきましては全体で議論をしていただく もの、青字につきましては部会で議論をしていただくものです。

本日の進め方ですが、前回の全体会でもお話がありましたように、2月には全体会を開催する予定となっております。その会議には、パブリックコメントの回答案が諮れるようにということで、各部会で検討を進めておりますので、まず、「報告4」の黄色に着色した箇所の青字と赤字からご検討を始めていただいて、その後、「報告2」、「報告3」という順で進めていただければと思います。なお、「報告5」につきましては、市政運営部会に直接かかる事項はございません。

それでは、部会長さん、進行をお願いいたします。

部会長

それでは、ただ今から市民のご意見を検討していきたいと思います。今、「報告4」からということですが、「報告4」はパブリックコメントで、後ろの方が市政運営部会に関わるものでして、2ページ目のNo.12、No.13、No.14をまず検討いたしまして、次に全体に関わりますNo.1とNo.3についての検討をお願いしたいと思います。それでは、改めてNo.12、No.13、No.14、もう一度事務局の方からご説明をお願いします。

事務局

お手元に、条例の素案を資料としてお配りしておりますので、第15条、3ページになると思いますが、「行政評価」のところです。「第1項中、『外部評価を可能な限り公開で』を『外部評価ならびに市民モニターによる評価を公開で』と改める。通常の外部評価と併せて、本条例の軸となる市民モニターによる評価を導入し、評価結果と改善の方向付けについて公開することが、市政の機動力強化につながる。」という意見です。これにつきまして、委員さんのご意見をいただければと思います。

部会長

はい、まず「行政評価」につきまして、外部評価ということの中に市民モニターで評価するということを導入してはいかがかというご意見だと思うのですが、どうでしょうか。市民モニターの評価というのはどういうふうに評価するのか、少し私も分らないところがあるのですが。

副部会長

役所の中のことで悪いのですが、今でいう事業仕分け、これで言えば外部評価の中で、平成21年度に外部評価の中で市政モニターは廃止しているのですね。それから、平成20年度にメールモニターというものを廃止しているのですね。これは何故廃止したかというと、それまで市政モニターのご意見をいただいて、それを市政に反映するということで随分長くやってきているのですが、昨今はメールや市長への手紙、ホワイトボックス、政策提言、市長のおでかけ市長室もありますし、色々な手段で政策提言をいただいておりますので、そういう市政モニターさん特定の方を、かなりの年数やってきたのですが、昨年度に廃止したばかりという経過がありますので、いわゆる政策の整合性としては行政側から見ると取りにくいなあという感じはあります。

部会長

市政モニター、市民モニター、市民に何人か専門の委員さんというか、募って意見を伺ってという。

副部会長

はい、広聴広報課というところがありまして、そこでご意見をいただいてきたというの

は何十年ですかね、年数まで覚えていませんが、かなりの年数ですね。

部会長

今ご説明いただいたように、昨年廃止されたというのは、メールですとか、様々な政策提言みたいなものを市民からいただいているので、必要ないのではないだろうかということなのですかね。

副部会長

何十年とやってきた中で、事業効果としては薄くなってきたということで、ご意見がある時は手紙でも電話でもメールでも、どれでも結構ですからということで、わざわざ役所がお願いをしてモニターになっていただいて、わざわざいただかなくても十分あちこちからご意見、ご要望、ご提言等はいただいているということですね。

事務局

この条文の中に、素案の4ページですが、第24条に「市長等は、市民の意見等を市政に反映させるための制度の拡充に努めること。」、第25条にはパブリックコメントで「市民意見の聴取」、第27条には、「懇話会等の設置」ということで、条文の中にも市民の方々のご意見を反映するようなという形で、何条か謳われておりますので、どうかなというような感じは思っております。

委員

市民モニターにはどういう人がなるのですか、主には。自治会の代表とか、連合会の会長さんとか、そういう方をピックアップするのではなくて。

事務局

以前は女性だけだったのを、平成16年から定員100名ということで、男性にも広げたという形でお願いしているかと思うのですが、どういう形で募集をかけているのかは分りません。

副部会長

市報で公募していたと思うのですが。

委員

無作為ですかね。

副部会長

そうですね。ここの中で書いてある、市長は幅広い層から必要なご意見を集めなければならないと書いてありますので、この制度自体、市政モニターが悪いということではないのですけれど。市政モニターという特定の政策ですね、意見を聴く方法は色々あると思うので、その中で特定の市民モニターという特定の政策ですね、わざわざ列記しなくても、事務局が言ったようにこういう意見を聴いていくという中の一つだと思います。その時々で色々意見を聴く種類があると思うし、その中の一つだと思うので、敢えてこの条例の中に挙げておくと、いくら廃止したくてもできなくなりますからね。この中の範囲内の考え方でやっていけばよいのだろうと思うのですけれど。

部会長

はい。委員さんどうでしょうか。

委員

第25条と第27条に謳われているので、この第15条で謳うのはどうかと思いますね。

部会長

はい、ということでよろしいでしょうか。市政モニターというのを、他の様々な市民の

方々からの意見聴取する機会を増やしたために、廃止したばかりであって、現状の自治基本条例の中でも、パブリックコメントを始めとした市民からの意見聴取は幾つか提言をされているので、特にここでは必要ないのではないかということでよろしいですかね。

副部会長

そうですね。ただし、これはホームページに出すのですか。出す時は、廃止したばかりというのは入れない方がよいと思いますね。後段だけでよいと思います。

事務局

そうですね、いずれにしてもパブリックコメントでお返しするこの分につきましては、全体会でお諮りしていくことになると思います。

部会長

はい、それはそのとおりでよいと思います。それでは、13番目をお願いします。

事務局

素案の4ページ、第21条、行政組織の編成です。「『組織の横断的な調整』の後に『効率的で効果的な対応を』を挿入。横断的な業務遂行体制となるチーム制(民間で導入して成功している体制)を導入していただきたい。その結果『効率的で効果的な対応』が可能になる。」というご意見です。これは、第8条第1項に「市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない」ということが書かれておりまして、第9条第3項に「市長は、最小の経費で最大の効果を挙げるため、効率的な行政運営を行うよう努めるものとする」と、基本的にこういうようなことが謳われております。行政組織の編成について規定をしておりまして、第21条ですね。今言われるようなご意見につきましては、第8条である程度触れさせていただいているのではなかろうかなと思っているところです。

部会長

はい、どうでしょうか。

副部会長

これもそのとおりだと思います。

部会長

この文章を読んでも、第21条の最初の方に「市長等は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な行政運営が可能となるよう組織の編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図るものとする。」というふうに「効率的」というのは前の方に出ているのですね、既に。ですから、後にまた「効率的な」と入れると同じことを2回使っているような感じがして、このご意見の真意は言葉というよりも、民間で導入しているような体制というものを言いたいのでしょう。

副部会長

これは、タスクフォースを言いたいのでしょう。

部会長

ええ、そちらの方を主張されたいのかなということが、あるのではないかと思うのですが。その意は汲んでですね、言葉とすれば今のままでもその意図は出ている、というふうに判断できないことはないのかなと思います。

副部会長

そう思いますね。敢えて入れるとダブリますね。

部会長

同じ言葉が2回繰り返しになっていますので、それは必要ないかなと思います。

副部会長

委員さん、よろしいですか。

委員

はい、よいです。

部会長

はい、もしあるとすれば、「効率的な」というところに「効率的で効果的な」という「効果的な」を入れてもよいのですが。

副部会長

前段のところで「最小の経費で最大の効果」というのがありますからね。

部会長

はい、それでよろしいでしょうか。それでは14番目をお願いします。

事務局

第31条です。素案の5ページです。「社会崩壊を予感させる文面になっているので、「市民、議会及び市長等は『条例前文の内容と条例制定の趣旨に反しない限り、』多様な文化及び価値観を~」と暴走を抑制するためにも追加した方がよい。」という意見です。元々部会で議論していただいた時のご意見としては、「多文化共生といった場合に、他の自治体との関係、或いは諸外国との交流ということと、これから多分問題になるだろうなと思うのは、外国人をどういうふうに受け入れていくのかという問題、これは大分だけではなくて日本全体の問題であると思うのですけれど、そこの部分が多少あるのかなというふうに思っている」という、そういったご意見でした、以前の部会では。名前は変わっていますけれど、多文化共生ということに関しては、こういうご意見をいただいているところでございます。

部会長

どうでしょうか。

副部会長

これは市民意見交換会の時に、「報告2」の51番に「家族の絆、愛国心、郷土愛の精神」とか、こういうものを入れたらどうかというものと同じというか、原案に対して一定の制限を付けたらどうかというものと同じなのでしょうが。

事務局

今、副部会長さんが言われたのは、「報告2」の51番です。

副部会長

これとほぼ同じ答えを取るのかどうかですね。 部会長さんのご意見が一番重いので しょうけれど。

部会長

私としては、社会崩壊を予感させるような文面になっているというのがすご〈意外で、そんなつもりは全〈ないというのが正直な気持ちです。そういうふうに受け止められるとすると、何でだろうというのは考えたのですが。文章そのものは、そのようなことを意図しているのではな〈て、国際化、地域といっても地域だけで存在するわけではな〈て、地域間、或いは諸外国との間の協力の中で地域というものが成り立つということは、これからの社会では当然のことだと思いますので、そういう中で市民とか或いは場合によっては住民もいらっしゃるのでしょうが、そういう中で色々な価値観をお持ちだと。その価値観というものは、もちろん法律とか社会倫理とか、そういうことに反するようなも

のは受け入れられないというのは当然のことですし、この条例で謳うだけのものではなくて、法律でも謳われているものでしょうから、そのことは当然として、それでもそういう新しい価値観みたいなものに対して開かれた態度というものは必要だろうなと思っているものですから、特にこのままでよいのではないかと思っているのですけれど。

副部会長

この人の意見だけから言うと、「条例の前文の内容と条例制定の趣旨に反しない限り」という言葉を条例の中に入れるような条例は通常ないと思うのですけれど、そもそも当たり前のことで、これをこのまま採用するということは基本的にはあり得ないと思うのですが。ただし、先程の話で、もう一人の意見で、「家族の絆を取り戻すとか、愛国心」とか、これに対する一定の制約が要るのではないかということで言えば、この文言自体は非常にオーソドックスな言い方なので、そんなにないと思うのですけれど。国家像、地域像、地域のあり方に対して色々な考え方があるので、こういう考え方もあるのかなと思うけれど、これ自体はあり得ない、条文上としてはあり得ないですね。

部会長

そうですね、14番目の内容の中では、前文に反しないとか、趣旨に反しないとかいうことを文章の中に入れることはまずないでしょうから、それは当然のこととしてこれは書かれているのだということをご理解いただきたいというのが、多分この14番目に対する回答かなと思うのです。

副部会長

この14番目の人が言いたいのは、一定の制約条件を入れるような文言を入れたらどうかということなのでしょうけれど、これが暴走するとはあまり思えませんけれど。委員さん、どうですかね。これが暴走するような感じがしますか。

委員

「多様な文化」というのが、外国人が来た時に今色々ありますね、国内でも色々問題が。そういうことで恐れというか、そういうことを考えたらというのがあるのでしょうね、恐らくこの人の気持ちとしては。気持ちは分らないことはないけれど、全部が全部通じるかと言えばね、そういうことを言っていると思います。多様な文化云々で外国人の人が色々問題を起こしたと、その時はどうするのだと。文言からは特にないと思いますけれど、取り方によってはそういうことで足かせみたいにした方がということですが。文言自体は問題がないと思いますよ、私は。

副部会長

「受け入れられるように努める」ですからね。

部会長

そうですね。

副部会長

「努めなければならない」というのであれば、ですね。

部会長

当然問題は起きると思うのですよ。色々な価値観の違う方が入ってこられた時に、問題も起きるでしょうしトラブルも起きるでしょう。しかし、問題やトラブルが起きないようにすることが大事なのではなくて、問題やトラブルを受け止めながら社会が成熟していくことの方が、私はより大事かなというふうに思います。これは私の個人的な考え方かも知れませんけれども。だから、今言われたように「受け入れられるように努めるものとする」という中に、そういうことが入っているのだろうと思いますので、特にこのままでよ

いのかなという気はしています。先程の「報告2」の51番に対してもですね。

副部会長

この51番も愛国心とか郷土愛、家族の絆と具体的なことで、少し私から見ると具体的すぎるような感じがします。31条程度であれば、大まかな概念なのですけれどね。家族の絆、愛国心、郷土愛と言えば、他には漏れているものはないかとか、愛国心とか郷土愛は何かということになりますね。

部会長

家族の絆も含めてそうでしょうね。

副部会長

考え方が色々分かれてくるような気もしますね。

部会長

一緒に住むのは家族の絆なのか、一緒に住んでいても絆がどうこうということもあるでしょうし、微妙な問題があるので、条例の中で言葉として出すのは非常に難しいという感じはしますね。

副部会長

もし、こういう言葉を入れるのであれば前文の中でしょうね、入れるとすれば。今回はこういう感じであれば見送った方がよいと思いますけどね。家族の絆、愛国心、郷土愛についてはですね。

事務局

よろしいでしょうか、前文というお話が出ましたので、理念部会を担当しております。 先般、理念部会を開催した際にも同じようなご意見が、前文に対して会場の意見でも 指摘があっております。理念部会といたしましては、前文の中にそういった内容を盛り 込んではいるけれども、そういった絆という単語を入れてみたい気持ちはあるが、そう いうと前文の調子が狂ってしまうかも知れないというのであれば、逐条解説の中で絆 ということも大事にしたいということも謳っていけばよいのではないか、という議論はあっておりますので、ご報告をさせていただきます。

部会長

現在の原文の中には、郷土愛に関わるような表現はありますよね。

副部会長

この第31条の中には、この言葉は細かすぎるような感じはしますね。

部会長

はい、ということで何一つ変えていないのでよいのかなと思いながら、ただ逆にですね、私は郷土愛とか家族の絆とか入れると、それに対する逆な意見が色々出てきそうだなという気はしますけれど。

副部会長

委員さん、それでよろしいでしょうか。

委員

よいです、はい。前文の中でも、若干家族の絆ではないですけれど、入っているような気はするのですけれどね。というのは、「わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継ぐ」というのは、ある程度ニュアンス的には入っていると思うのですよ。だから、前文もそれでよいと思いますけれどね。

部会長

同じく前文の1段落目に「わたしたちは大分市を愛しています」という言葉が出ていま

すので、そういう意味ではここに組み込まれていると考えてよいのだろうと思いますけれどね。

副部会長

そうですね、パブリックコメントの回答の中に、前文にそういう趣旨が入っているというようなことを入れるのも一つかと思います。

部会長

はい、ということでよろしいでしょうか。それでは、次に1番です。

事務局

1つだけ確認をさせていただきたいと思います。最初に議論をしていただいた12番なのですが、「外部評価を公開で」を「外部評価ならびに市民モニターによる評価を公開で」ということで、外部評価ともう一つ市民モニターの評価を入れたらどうかというご意見です。昨年の10月に外部評価委員会、委員さんが7名おられるのですが、評価の審議過程を公開させていただいた経緯があります。ここのご意見が外部評価ともう一つ市民モニターということで「評価を」ということですので、そこについてはどう考えられるかということを、もう一度聴かせていただければと思います。

部会長

市民により意見を聴くということではなくて、「市民モニターによる評価を」ということ、 外部評価と併せて同時に市政に関する評価というものを市民モニターで行ってはどう かということに関して、どういうふうな回答をするかということですか。

事務局

はい。

部会長

先程、パブリックコメントとかそういったものっていうのは、評価的な意味合いというのはない訳ですか。

事務局

意見をお聴きする場ですので、こういう事業でこういう形でやろうとしていること、重要な案件等でするのですが、意見をお聴きする時に、当然評価ということで一つ入ってくるのかなということを個人的にはそういうふうに捉えています。パブリックコメントですとかメールでいただくとか、意見の中にも当然意見もあれば評価もあるでしょうし、この方の言われているのは、外部評価制度、内部で一回評価したものを外部の委員さんにかけるという形なのですけれど、そういった行政評価をもっと広くという意味で、市民モニターという広く沢山の方に評価をやってもらってはどうか、というご意見は分らなくはないのですけれど。

部会長

そのことについて、どうでしょうか。

副部会長

先程言いました条文の中に、市長が情報公開や市民意見の聴取に努めなければならないという項目がありましたよね。あの条項の中の施策の一つだと思うので、外部評価自体も市民から意見を聴く施策の一つなのでしょうが、取り敢えず市として一つそれは確実に情報公開を行うということで明確に打ち出してきているものです。それに加えて、その他のそういう市民からの意見を取る部分について、条例の中に敢えて個別の施策をわざわざ明記する必要はどうかなと思うけれどね。

部会長

外部評価を可能な限り公開でという中に、外部評価委員会を組織してというような言葉はない訳ですから、例えばパブリックコメントを使ったような外部評価のあり方というようなものは可能な訳ですかね。

副部会長

それは可能でしょうね。

部会長

そういうもので、やることを検討するというような回答の仕方はできるのでしょうね。

事務局

パブリックコメントと行政評価というものは全く別物のとして捉えさせていただいています。行政評価ということに絞っていくと、もっと市民モニターの方みたいな形でもっと広くというご意見なのでしょうけれど。

部会長

私がよく分らないのは、外部評価委員会の時に評価委員がおられるということですが、これは市民の方ですか。市民外ですか。市民でない方も入られているのですか。

事務局

市民の方です。

部会長

市民の方ですよね。そうすると、市民モニターによる評価というのも、そんなに変わるのかと、市民モニターというのも市民モニターを募って、その方々に評価していただくということになりますよね。先程の市政モニターというのは、応募していただいた方ですよね。

副部会長

数が違うような、今やっているのは専門職の方がご意見を言うと、市民モニターについては一般市民の方がご意見を言うと、それを公開の場でご議論をしたらどうかという提言ですね。例えばメールが出た、市長へのホワイトボックスが出た、そういうものを公開の場で回答するとか、皆でそういう意見を言うとか、色々手法はあると思うのですね。行政評価を公開するという方法については、色々なやり方があると思うのですけれどね。個別の施策名をいうよりも、こういう「外部評価を可能な限り公開する」という大雑把なやり方、その中に評価委員会というやり方を今のところしていますが、こういう市民モニターを公開するということだってあり得るとは思うのですが、第15条の現行の条文でもそれは十分可能になりますよね。

部会長

というように私は思ったのですが。

副部会長

ところが、これを書くと止められなくなるというデメリットがありますね。

部会長

そうですね。

事務局

よろしいでしょうか、市民参加・まちづくり部会の阿部でございます。「報告4」の12番をシンプルに読みますと、行政評価という項目のところに「外部評価を可能な限り公開で」という部分を「外部評価ならびに市民モニターによる評価を公開で」と、可能な限り公開しなさいというような言い方の意見だなというふうに捉えさせていただいております。先程のご議論で、確かに市民提案やパブリックコメントという部分で、市民の意見

は聴けるし評価的な部分もあると思うのですが、趣旨と言いますか、あくまでも後段の条文で出てくる市民提案、市民意見、パブリックコメントにつきまして、意見をいただいたものを、言い方が正しいかどうかわかりませんが、採用するかしないかというのは、あくまでの行政側に主導権があるようなイメージではないかなと思っております。ここでいう行政評価は、先程からお話が出ていますとおり、本市も昨年外部評価委員会という形で評価をいただいて、それを今の流れでいきますと、いただいた評価を元に予算に反映させていくという流れがありますので、若干ニュアンスとしては、やはり行政評価の「評価」という言い方の方が、意見を汲み取るといいますか、扱い方の趣が重要になってくるのではないかと思っています。というところで、この方の意見としては、そういう所に外部評価以外にも他の方も入れて「評価」をしなさいと。「評価」ですから、その結果を市としても重く尊重する、尊重という言い方がよいのかは分かりませんが、やはり市民意見公募よりはもっと踏み込むようなイメージになるのかなと。

それと、条文素案が「可能な限り公開」というのを「公開」と、「可能な限り」という言葉を消されていますので、絶対に公開だというご意見を寄せていただいていますので、それらに対してどう対外的に答えていくかという議論でと言いますか、そういう視点でご議論いただけると、イメージとしてはこの件に対する回答はしやすくなるのではないかと思って、発言をさせていただきました。

部会長

「可能な限り」というのは無くても、私の個人的なこれは意見ですけれど、公開でということでいくので、既に公開でされているということですから、公開性を重要視するということでは、「可能な限り」ということを逃げに使わないという意味では、取れるのであれば取ったらよいと思います。それは、私はそう思うだけであってですね、市の体制がそこでどうなっているのかいうことですね。それが可能かどうか、可能であれば取ったほうがよい気がします。そういうことですね。

それから、もう一つですね、市民モニターやパブリックコメントの扱いの時に、とても 大事なことだと思うのですけれども、市民の意見を聴くというのは。ただし、意見を言わ れる方々がどれだけの責任性を持って発言するかということに関しては、かなりバラバ ラだろうと。それをやはり一度こちらの方でチェックし直すという、こちらと言うかどこか でですね、ということがどうしても必要になってくると。市民モニターといった場合に、そ れがどういう状況になるのかなということが、少しイメージがつかなくて、外部評価委員 であればしかるべき責任、特に公開ということであれば責任を持ってご発言される 方々が、責任を持ってそれを評価していただけるわけですから、それはそれでよいの ですけれども、そういう体制で市民を巻き込んでどうできるのかということに関して、少 し私自身もどういう方法をしたらよいのかなというのは分りづらい。一般の方々に広く ご意見というかお伺いするのであれば、それは一旦ある所で責任ある意見とそうでな い意見ということで、見直してみるということをしなければいけないのではないかなとい うふうに思っているのですけれど、どうでしょうか。難しいのですね。市民モニターとい う制度で責任を持って、先程言われたのは評価そのものが次の施策に関わってくると いうことであれば、非常に重大なことになるわけですから、その重大性をきちんと引き 受けて、ご意見をいただくような市民から、それができれば一番よいと思うのですよ。 その手法というものは、一体どういう方法になるのかなと。ただ単に聴けばよいという ことではないだろうと思うので、そこが少し難しい。はっきり市民モニターとかいうことが を出してしまった時に、どういう形でできるのかなというところに若干不安を感じる。工

夫をされて、何とかできないことはないのかも知れませんけれども。

## 副部会長

今2点ですね。一つは「可能な限り」というものを入れるか入れないかということで、結局今の釘宮市長で22年度について、23年度もそうでしょうけれど、市長が代わった後に公開したくない人がきた時であれば、「可能な限り」を入れていなかったら、少なくともそういうことは市長がいくら思ってもしないといけないというのが一つありますね。こういうのは、一つ役所流で言えば逃げ道なのかも知れませんが、これ位でファジーな方がよいのか、いくら市長が代わっても先に進んだ行政のあり方として、そういうことは許さないという意味で「可能な限り」というものを落とすというのも考え方としてはあるかも知れません。

それと、市民モニターを、確か事業仕分けのやり方で市町村においてかなりの数を取り入れていますけれども、本市のように専門家というか有識者だけではなくて、抽選というか市民の中から不特定の人、不特定の一般の人、全くそういうのがなくてもただ手を挙げた人の中から抽選で選んだ人が外部評価の中に入っているというやり方もありますよね。そういう市町村も確かあったと思うのですよ。少なくとも、現状の第15条の条文でいけば、「市長等は、市民の視点に立った外部評価を公開する」ということであれば、少なくともこの人が言っていることも可能なのですよね。この言葉を入れなくても、市民モニターを外部評価委員の中に入れることはこの条文の中でも十分可能なので、わざわざこの言葉を入れて限定する必要はないと思いますね。

部会長

そうですね。「市民の視点に立った外部評価を」というところに、可能性としては市民 モニターのような形もあるでしょうし、それ以外の形もあるだろうと。それは今後検討し ていくことに、後半の部分はなるのかなと思います。

副部会長

回答としては、市民モニターも「市民の視点に立った外部評価」という概念の中に入っておりますと。市民モニターを外部評価委員の中に入れるか入れないかは、時々の政策判断をしていきますということだろうと思うのですね。それと、もう一つの「可能な限り」を入れるか入れないかというのは、大変本質的な話ですよね。どうでしょうかね。

事務局

可能性があるのかないのか分りませんけれど、例えば今年行った外部評価では非公開で行うべきような話はなかったと思いますけれど、場合によっては今後個人の情報の関係とかで、これはちょっと出されないというようなことを評価していただく機会がないとも限らないのかな、という気がしないのではないのですけれど。勿論可能な限り公開することが望ましいのは言うまでもないのですけれど、かといって何から何まで全て公開するのが正しいのかどうか、考えるべき場面がありはしないのかと思います。

部会長

そうですね。

事務局

現実的に千何百という事業があるものですから、最初各課が評価したものを企画課で評価させてもらって、また内部の委員会で評価し、どれを外部評価委員さんにかけるかということを内部で協議し、それはかなり時間をかけて慎重にやっていくのですけれど、現実的に市民モニターという形になると何をどこまでかというところが問題になると思います。言い方はあれですが、外部評価の公開の分は一日だったのですが、そ

れでも実際審議自体、事業の全体からするとわずか一部で、現実的にはそういったこともあろうかと思います。

## 事務局

先程、今回の外部評価は全部公開させていただきましたが、場合によっては公開できないものもあるかもというお話を先程事務局の方からさせていただきましたが、現在の素案の第27条に「審議会、懇話会等」というものがありまして、そこの第3項に「市長等は、審議会、懇話会等の会議の公開に努めるものとする。」ということで、こちらの議論の経過としましては、やはり時代と言いますか、今からは開かれたという部分で公開するものは積極的にしていくべきであろうというスタンスは皆さん重々ご承知のことだと思いますが、先程申したとおり、その中でもやはりここは会議の場ですけれど、やはり特定の個人の不利益というか、情報であるとか、利益につながるもの等の公開できない情報というものがあろうかと思います。そういうものを扱う場合は、やはり適正にする場合には非公開というのも致し方なしという部分で、そういうことを踏まえた議論の経過で、この条文では「公開に努めるものとする。」という努力規定という形の表現でまとめさせていただいたという経過がありましたので、参考にしていただければというふうに発言をさせていただきます。

## 副部会長

先程の審議会が「公開に努める」と、だからこれも「可能な限り」と。言葉は「可能な限り」と「努める」とでは言葉は違うけれど、ほぼ同じような概念ですね。

#### 事務局

意味合いは同じではないかなというふうに思います。

## 部会長

ただし、文章としては二文にしないと、「外部評価」は行わなければならないのですね、これは行うと。その場合に「公開に努めるものとする」というふうにするのか、或いはこのまま「可能な限り公開で行うものとする」のか。もう一つは、もう少しきつくなるのかなと思うのは、例えば「原則として」ということを入れるのか、「原則として公開で行うものとする」という言葉もあるかなと思います。その場合は、原則から外れる場合は、非公開の場合というのは・・・だと思うのですけれど。

## 副部会長

「原則として」と「可能な限り」とはどちらが強いのですか。

#### 部会長

「原則として」の方ではないですか。余程のことがない限りは公開しますよといっているのだと思うのですよ。

#### 委員

これ、多分ですね、言われていることは「外部評価並びに市民モニター」ということは、より開かれた透明性を持たせた、今のままでは内部だけでやっていて外部には見えないので、できるだけ外部の人も入ってみたいと。開かれたということを言われているのでしょうね、趣旨としては。議会も一緒ですね、開かれた議会ということで、議会は何をしているのか分らないと言われますけれど、それはこうなのですよとやっていくと、市民の方はそういうことをしているのだなと分るということを多分言われている。市民モニターを入れなさいということは一つの手段なのですね。より開かれたようにしてもらいたいというのが意見なのですね、恐らく。文面に市民モニターを入れることではなくて、そういうことで「可能な限り」というと、これがよいかと何か見えない部分があるの

で、そうやって見たら「公開に努める」という方が全部公開する訳ではないし、文言としてはそっちの方がよいかなという気が。取り方によりますけれど、やはりその方がよい気がしますね。多分この「可能な限り」で引っ掛かるのだと思うのですね、恐らく。趣旨として両方の趣旨は分りますけれど、住み分けが難しいですね。ここまでは公開できるけれど、これは公開できないのですよと一つ一つ出す訳にはいかないし。どうですかね。

## 副部会長

「公開に努める」というと、トーンがダウンしますね。

#### 部会長

というのは、「外部評価を公開で努める」ということが、「外部評価を行うこと」そのものを「努めます」という努力目標になるのではないでしょうか。「外部評価」を必ず行わなければいけないのですね、この文章であれば。必ず行うのだけれども、その時にやり方として「公開に努める」ということだと思うのですよ。ですから、これは一文でこのまま「外部評価を公開で行うように努めるものとする」というふうにしてしまうと、「努める」ことが公開だけではなくて外部評価そのものにかかってしまうのではないですか。

## 副部会長

前段で「行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。」ということになっているので、行政評価はすると言い切っている訳ですね、前段で。

## 部会長

ですから、行政評価も外部評価でない場合がありますよね。外部評価を必ず行うということでしょうから。

## 事務局

言葉の捉え方が個々人によって違うのかも知れませんけれども、考えようによっては「可能な限り」ということは不可能でなければやるというふうに捉えれば、かなり強いというふうに捉えられなくもないですね。

## 副部会長

今の「原則として」と「可能な限り」と「努めるものとする」と3つありますが、一番弱いものは「努めるものとする」と思いますが、一番強いものは「原則として」ですか「可能な限り」ですかね。「原則として」の方が強い気がしますが。

#### 事務局

個人的には「可能な限り」が割りと強いような気はするのですけれど、「原則として」というのは、逆に言うと例外を認めるということになりますので。ただし比較すると、あとは取り様かなという気もするのですけれど。

#### 部会長

私は何か個人的には「原則として」の方が強いのなかなと、原則ですから。原則を守るということではそう思うのですけれど。ということは、「可能な限り」ということが強いというご意見があるのであればこのままで、先程言いましたように行政評価の内容に個人情報を含めたような公開できない場合があるということを考えていたというふうに回答すると。何も変りませんけれど、ということになるのかなと思いますね。

## 副部会長

どうですか。

# 委員

市民モニターと限定ではなくて、関連するところに評価をしてもらう。市民モニターと

いうと、そこにしか思いがないのですけれど。色々含めた意味で市民モニターというのですかね。

部会長

市民モニターというふうに書いてしまうと、市民モニターでしか外部評価委員会と市民モニターにしかできないのでしょうけれど、既に本文の中に「市民の視点に立った外部評価」と書いていますから、この中に市民モニターによるやり方も一つ入ってくることになると思います。

副部会長

100%公開で公開しないものが0%という訳にはいかないと思うのですね。「可能な限り」でも「原則として」でもよいと思いますけれど、「可能な限り」の方が強いということであれば、これでいいと思いますけれどね。強い方がよいですね。

部会長

はい、ということで原文としては何も変りませんけれども。

事務局

はい、次「報告4」の1番と3番です。名称ですが、「名前が長すぎる。12文字以内が望ましい。」ということで、議論の中で自治基本条例(仮称)ということで、最終的に委員さんのご提案で「まちづくり」という言葉を入れて、そういった形でこういった名称になっていると思いますけれど、これは長いのではないかというご意見です。

部会長

大分市まちづくり自治基本条例が14文字ですか、14文字で12文字以内が望ましいと、少し長いのではないか。

副部会長

これこそ全体会で話さなければならない話でしょう。この前これだけで1時間くらいかかりましたね。個人的には同意見です。長いと思いますね。委員さんどうですか。

委員

これは市民からの意見ですが、全体会で名称に関しての協議は最終的にどうなりましたかね。

副部会長

中間を取って両論併記でいったわけですよね。まちづくり条例と自治基本条例で両 論併記になりましたね。

事務局

これは全体に関わることですので、全体会にお諮りするのですが、全体会にお諮りするのにある程度事務局で色々な部会の案を取りまとめて、提示をさせていただくということを考えると、何か部会としてのご意見があれば、それはその前提としてお聴かせをいただくということで考えていますので。

部会長

基本的には長いという感じがするのはします。以前話をしました、これは私の個人的な意見ですが、大分市自治基本条例と大分市まちづくり基本条例を並べた時には、大分市まちづくり自治基本条例というのは少し誤解を生みやすいのかなと。基本的には、この条例というのは市と議会と市民との役割関係ということを明確にしましょうと。それについては、今後は多分変更があるでしょう。その変更をするための第一歩の条例を作るというのが今回かなと考えていますので、そういう意味で私は個人的には大分市自治基本条例の方が、名が体を表しているというふうに思っているのですが、もう

一面では少し名前としては硬いともちろん感じるのですね、大分市自治基本条例という形では。市民の方々が、どれだけこれに興味を持っていただけるかというふうに考えた時に、確かに硬い感じのイメージをお持ちになるかなと。そういう意味では、まちづくりっていう言葉が何となく分りやすい、ということはあるのかも知れないなというのも一方では思います。だから、その中間を取って今回大分市まちづくり自治基本条例になった訳ですから、仕方ないかなと思っていたのですが、長いと言われれば長いかも知れないっていうのは、今の私の意見ですね。どっちつかずの意見で申し訳ないのですけれど。

#### 事務局

長いということになりますと、部会としてもし意見をまとめていただけるのであれば、対案といいますか、部会長が言われたまちづくりを取って市政運営部会とすると自治基本条例でよいのではないかとか、長いという話になりますと、どういう名前がということになりますけれど。

#### 部会長

そう言われるとつらいのですけれど。

## 事務局

今の議論は最終的にどういう名称にするかという議論かと思うのですけれど、取り敢えずというと悪いのですけれど、パブリックコメントに対する回答という形でまとめないといけませんので、そこははっきりこうじゃないといけないという回答でなくてもですね、まだ途中段階でもありますし、名称は決まっていませんので、それなりの回答でもよいのかなとは思うのですけれど。

## 副部会長

長いというのはそう思うのではないですか。私も先程言ったように長いとは思うのですけれどね。ただし、何とするかはあれでしょうけれど。長いのはそのとおりだと思います。素直に。

## 部会長

私の意見としては言ったとおりで、長いのですけれども、名前というものが正確に中身を表すという意味では大分市自治基本条例なのでしょうけれども、今度は硬いなという、少し市民にとって馴染みができなくなる。かと言って、大分市まちづくり基本条例では少し誤解を生みそうな感じもすると。というので、長いけれど仕方がないのかなというのが、今のところの私の意見ですけれども。皆さんどうなのですかね。自治基本条例がよいという意見も勿論。

## 副部会長

私は単純に自治基本条例が一番よいと思います。まちづくりは違うと思うし、まちづくりと入れば幾らか柔らかいけれど、自治基本条例というのが難しいと思う人がまちづくり条例という言葉になったからといって、易しくて分り易くなったということはないと思いますけれどね。いくらかは柔らかいけれど。

## 委員

逆に私からしたら、自治基本条例がよく分らないから、まちづくりと平仮名でいってもらえた方が私のまちをつくるということで、平仮名の方が根本的には違ってくるのかも知れませんが、よいかなと思います。

#### 事務局

お手元に自治とまちづくりという資料をお配りしているかと思います。かなり前に、自

治とまちづくりということで、この検討委員会の中ではこういうふうな取りまとめをということで、こういう形で一度皆さんでご認識をいただいて、自治基本条例という自治という形でというのは、条例の組み立てもそうですけれど、進んできて最終段階でまちづくりという言葉を入れたらどうかというご意見があって、今のところ(仮称)という形で、まちづくりが引っ付いたといえば失礼ですけれど、中に入った形になっています。

部会長

今、本当によいのかどうか分からずに思いつきですけれど、一文字しか減らないのですが、大分市まちの仕組み基本条例とかはどうですか。まちづくりをまちの仕組み基本条例。

副部会長

どちらかと言えばそちらの方が、まちづくりよりは概念的には合っていますよね。

事務局

正直今ここで決めていただけなくてもですね、今後検討していきますと言えば、パブリックコメントの回答とすればそれくらいでもあるでしょうし、委員長さん等は名称については最後でもよいのではと全体会の中でもそういうご発言がありましたので、敢えて今ここで新しい名前を決めていただくとなると、かなり時間がかかるでしょうし、検討していきますということでも、皆さん若干言葉の意味が少し違うような感じですので、そういうことでもよろしいかと思いますけれど。今後の検討課題ということの認識でもよろしいのですけれど。

部会長

多分委員の皆さんも少し意見が違っていますし、ここで全員が一致してということに は多分ならないかなという気もしますので。

事務局

では、今後検討をしていただくということで。

部会長

はい。

事務局

3番ですけれど、「憲法・民法・刑法などの形式に捉われすぎている。「法律は市民のもの」という考えにより、大分市の理想とする情景や人間模様を小説形式にまとめることで、大分市が誇れる条例となるのではないか。」ということです。

部会長

小説形式とはどういうことなのでしょうか。

事務局

前文がかなり柔らかい表現というか、そういった形でされておりますので、こういう第何条とかいう形ではなくて、ということなのかなという感じはしますが。他の部会の方のご意見でも、条例だからねと、気持ちは分らないでもないけれど、条例なのでというご意見です。

副部会長

これは区分分けが全般事項となっていますけれど、確かに全般事項なのかも知れませんけれど、本人はそういうつもりかも知れませんが、強いて言えば前文だけの話と思いますけれどね。少なくとも第1条から何十条も小説形式で条文を作るというわけにはいかないと思いますね。条例ではなくて、宣言文とか誓いとかならこういうことはあり得ると思いますけれど。ということではないのですか。

## 部会長

小説形式というのがよく分らないのですけれど、市民に分りやすい形にできないかというようなご意見というふうに考えるとすると、それは表現の問題なのかなと。ですけど、表現を例えば前文のように長く書いた時に、本文がそうなってしまうと実はかえって分りづらいことになってしまって、人によって全く意味が違うと。小説とか詩は本来そういうものですから、読む人によって受ける感銘は当然変わってよいというか、変るべきもの、或いは読んだ度に変るというもので、法律条文というのは何度読んでも同じことが書かれていないと本来いけないものですから、そこはなかなか難しいかなと思います。ですから、今前文だけが丁寧体になっています。あとは断定形ですけれど、こういうところ、もし議論するとすればそういうところぐらいしか私には、それが本当によいかどうかも分らないですね。

#### 副部会長

条例という性格上、止むを得ないと思いますけれどね。条例と言えば、こういう法律論で話さないという条例もあるのかも知れませんけれどね、情緒的なことを最初から最後まで総合計画に書くような夢を書くような条例もあるかも知れませんが、一般的には法律の条文とはこういうものですね、刑法や民法とかこういう形ですからね。これは現行でよいと思いますね。

## 部会長

はい、よろしいでしょうか。

#### 事務局

次に「報告2」のA3の赤字で書いてある所です。1ページ目の赤字が1番、5番、9番から11番で担当部会に全体と書いてあるものについてご議論をいただきたいと思います。まず、1番ですが、先程の分と同じように具体的な名前の名称の提案で、「「大分市まちづくり市民総参加基本条例」の方が、市民には分りやすいのではないか」というご意見です。

## 部会長

先程のものから言うと、もっと長くなっています。

## 副部会長

名前はここで議論するよりかは、幾つかの案の中に先程部会長が言われたようなものも含めて、その中の一つに入れるということでよいのではないでしょうか。

#### 事務局

今後検討していくということでよろしいでしょうか。

#### 部会長

そうですね。

#### 副部会長

そうしましょう。

## 事務局

5番ですが、「自治会でいう「自治」と行政が行う「自治」という二面性がある言葉なので「自治」を定義して明確にして欲しい。」というご意見です。

## 副部会長

これも会場で言っているとおり、逐条解説を入れるということでよいのではないですか。これは会場で答弁したものなのでしょう。

事務局

そうです。

副部会長

これでよいと思いますね。

事務局

この辺りのご意見については、先程のパブリックコメントとは違いまして、きちんと回答を作って表す必要がないので、参考となるものがあれば検討材料とするというようなことでよいと思います。

部会長

どこかで定義付けを逐条解説でも。

事務局

定義付けということで、理念部会が定義付けの担当になっているのですけれども、これについては「自治」という言葉の持つ範囲があまりにも広いということです。他の部会でも意見が出ましたけれども、自治会が持つ「自治」であるとか、自治体が持つ「自治」であるとか、あまりにも範囲が広い所をこの条例で定義付けてよいものかということが議論になりました。これについては、そういった意味合いのことを逐条解説で定義をするということは難しいという結論に至っております。理念部会での議論は定義をするのは難しいということです。

副部会長

逐条解説でも入れないということですか。

事務局

逐条解説上では、「自治」の範囲は広いということは言えると思うのですけれど。

副部会長

ここではこういうことをイメージしていますということを逐条解説の中には入れないのですか。本文の中に入れないということは当然と思いますが、逐条解説の中に入れないということはどうかと思います。

事務局

何れにしても各条文に逐条解説が付くのであれば必ず付きますので、その中でどういうふうにやっていくのかというのは、これからの検討材料になると思います。少なくとも条文の中で定義規定を置くというのは、少し馴染まないような気もするのですが、置いている都市もあるのですけれど。置いたとしてもあまりカチッとした表現にならなくてですね、自分達のエリアは自分達で責任を持って治めるだとか、言ってみれば当たり前のような表現になってくるのですけれど。

事務局

逐条解説にどういったことを入れていくかということは今から検討させていただきます し、副部会長さんが言われたような「自治」という言葉、「まちづくり」という言葉についても、こういう考えがありますよということは触れるべきであれば触れますし、入れる必要があるかなというふうに思いますので、今後どういう形でというのは検討させていただければと思います。

部会長

やはり、触れないと名称が自治基本条例であれば、なおさらのこと何故自治基本条例なのかというところと、深く関わっているのだろうと思うのですよね。今自治会の行う「自治」と行政の行う「自治」が違うということですけれど、地方自治体の「自治」のあり方そのものが今変ろうとしているというところが、多分一番大きなところだろうと思うの

で、そこのところを踏まえてこの自治基本条例が作られようとしているところは、どこかで何か「自治」という言葉に関して明確にしておかなくてはいけないのではないかなと。そうでないと、そもそも何をしているのだろうということになりませんかね。「自治」ということに関して何らかの皆さんの同意を得るというか、この自治基本条例で言っている「自治」というのがどういうことなのかということに関しては、広いままで放ったらかしてはいけないのではないかなという気がする、整理をしてみるということは必要かなという気はするのですけれど。今後検討していただければそれでよいのですが。

## 事務局

次が9番、10番、11番です。「自治会の位置付けが条例の中でよく分らない。」、「地域コミュニティに自治会が含まれるということで良いか。」、「コミュニティをどうしても使うのであれば、定義して欲しい。」ということで、会場での対応はそこの右に書かれているような形の回答をさせていただいております。

#### 副部会長

これも9、10、11の中で自治会の位置付けは条例でよく分らないという形で、地域コミュニティの中に自治会が入っているということで、理解をしているということですが、書き方としてどういうものがよいかというかはあれですけれど、この中に自治会という言葉が出ていないのですね。地域コミュニティという言葉で自治会という言葉がないのですね。なくても多分NPOとか入ってきているので、こういう言葉で意図して書いていると思うのですけれど、私は委員というよりも市民部長という立場で言わせていただくと、自治づくりを実際やってくれているのは自治会が担っている部分が本当に大きくて、NPOも勿論大きいのですけれども、やはり自治会が大きいという現実があるので、自治会という言葉を地域コミュニティの所にですね、逐条解説とかではなくて本文の中に例示のような形で、例えば自治会とか子ども会とか老人会を地域コミュニティで指すということで、入れられるようなことがあれば入れてくれる方がよいかなと気持ち的には、これは確かグリーンカルチャーですかね。

## 委員

自治会を強く言っていましたね。

## 副部会長

動員をかけているのもあるけれど、動員をかけなくても来るのは自治会の人しか、こういうものというのは事実上ない。殆ど来ないですね、こういうものは。

## 委員

以前地域コミュニティという言葉がない時は、自治会ということで全部ひっくるめていたので、自治会の人とすればそう思うのかなと、あの時感じたのですけれど。

#### 事務局

ご存知のとおり、全ての方々が自治会に入っていないという状況で、地区によっては入られているところもありますが入られていない方もおられると、そういった状況があるということです。地域コミュニティということの中には、会場での対応に書かれているとおり代表的なものとしてということで、これまではそういうような意識だったと思います。

## 副部会長

地域コミュニティの再生を図る、或いは市民協働のまちづくりをするという大きな今の 釘宮市政の中で、大きい目標を持っていますけれど、その中の大部分を担っているの は自治会ですからね、その中で自治会という言葉を使わなくて地域コミュニティと敢え て書いているのですけれど、勿論概念が広いから当然のことでしょうけれど、あれだけ 頑張っているのに、こういうことを一緒にやりましょうと言いながら、あなただけではなく別の人もいるというようなことで、条例としてはこれで正しいのかも知れませんが、相手に対して失礼じゃないかなと。グリーンカルチャーの時にも、「私達はこんなに頑張っているのに自治会の名前も載っていないではないか、この自治基本条例というのは」ということでした。私は自治委員さんのお世話をやく立場なので、最も当然の意見だと思いますけれど。地域コミュニティという言葉を外してということではなくて、

等の地域コミュニティはとかいうような形の中で自治会という言葉を入れてあげるというか、どこで入れるかということは意見を聴いて、自治会という言葉は是非入れた方がよいと思う。自治会だけ入れると悪いでしょうから、子供会、婦人会、老人会を入れるとか、それは別の問題で。

#### 事務局

部会長、地域コミュニティ、第29条ですね、担当しました市民参加・まちづくり部会ですが、今副部会長さんがおっしゃったような話は当然議論の中で出てまいりました。ただ、我が部会の議論でいきますと、今からは自治会は確かに中心ではありますが、多種多様、色んな組み合わせ、色んな範囲というのが逆にありすぎますので、組み合わせ方は逆に言うと無限というか、限りない小さい単位から大きい単位まで色々あると。ある意味、今後はどういう単位で活動していくかという部分が議論の中心にはなるだろうが、今のところは敢えて明確に言葉に出すよりかは地域コミュニティということで包含させていただいて、副部会長さんには耳の痛い話かもしれませんが、私共の部会は逆に逐条解説でその辺の意図をきちんと書くという説明がよいのではないかということで、今こういう条文の形とその後の展開はというのは、そういうイメージで捉えさせていただいております。なので、委員さんの強いお気持ちがあれば、ご発言していただいて。

## 副部会長

そのとおりだと思います。あなたの言うとおりで多分作ったのだろうと私は思うので、 グリーンカルチャーの話もありますし、私は何時も自治委員さんからの話ばかりを受け ているので、特に私の場合は頭がコンクリートしすぎているのかも知れませんけれど。

## 部会長

じゃあ、その地域コミュニティのところで、逐条解説のような形で自治会という言葉は 当然出て〈る訳ですかね。

委員

本当にひしひしと感じました。何かあると言ったら、自治会ばかりに言われてと。

#### 事務局

多分、市民意見交換会で、事務局としてもご出席いただいた方が自治委員さんが多いという部分がありましたので、その辺の意見とやはり自治に対する捉え方が、少し我々よりもどちらかと言えば大きい話で自治と話されている部分もあるのですけれど、やはり現地では自治委員さんがおられると、まず自分達の身近なところからという。

委員

もちろん分ります。そうやって書いていただけると。

事務局

そこは説明させていただきたいと思います。

部会長

そういうことで、本文に入るかどうかは分かりませんが、いずれかの形で自治会との

関係が明らかになるということで。

事務局

2ページ目で、赤や青の文字になってはいないのですが、「情報公開」「個人情報の保護」といった市政運営部会に関するようなご意見があって、そういうような回答をさせていただいております。

部会長

これは、もうこう回答するしかないのではないでしょうかね。個人情報というのは、確かに色んな自治委員さんの中で個人情報が得られないで障害があって、どういう方がいらっしゃるか分らないということが問題として起きていますけれど、できうる限りそれを善処するという言い方しか、今はできないのではないでしょうか。

副部会長

これは、条文上はこれでよいと思いますけれど、施策として民生委員サポート体制というのをですね、多分2月、来月に民生委員絡みの個人情報のあり方、取扱い方法についてのまとめの考えが出ますし、市民部としてもそれ以外の例えば健康推進委員とか防災士、それからその他の人達、自治委員さんですね、含めての個人情報の取扱いについての整理をするようにしていますので、こういうような形でおっしゃるとおりで、それについてはそういうことを市役所としても整理していくというスタンスでおりますので、このニーズは非常に高い、問題点としては大きい話で、これは積極的に行政としても整理していかなければならないということだと思います。

部会長はい、ということでよろしいですか。

事務局 3ページ目ですが、37番、38番、「危機管理体制の整備等」「行政組織の編成」、これも会場での答えとすると、そういう形でお答えをさせていただいております。

部会長はい。

事務局

事務局

49番、50番、51番の「連携及び協力」「多様な文化の尊重等」について、特に青字の51番は先程意見をいただいたかと思いますけれど、重なる部分です。あとはご確認いただければと思います。

部会長はい。

次に、「報告3」です。1番にまた名称が出てきましたが、これは会場でのアンケートでの意見ですけれど「名前を一読すると興味深〈誘い込まれるよう、名称を「大分市民の手によるまちづ〈り自治基本条例」としてはいかがですか?」ということです。名称については先程もご意見をいただいたかと思います。

部会長はい。

事務局 4番のところに「自治の意義を明確にしてほしい。」ということです。

部会長 同じことですね。

事務局

13番、14番、15番です。14番の「苦情」というところで、素案の第19条を見ていただきたいのですが、4ページです。「権利保護及び苦情対応」ということです。「「意見・要望」で十分ではないでしょうか」という意見です。

副部会長

「苦情」というのはあまり使わないのですか、条例の時は。これは誰か言っていましたかね。何とかという言葉は好きではないと言ったのは、誰か言っていましたね。これでしたかね。

事務局

マイナスイメージというか、あると。

事務局

行政が使う言葉ではない。民間の方々はご意見とか、要望とか、そういうような形が 多いのではなかろうかなと思いますけれど。

副部会長

条例上、あまり「苦情」という言葉はあまり使わないのですか。

法制室

使っていけない訳ではないですけれど、あまり見かけないですね。

副部会長

それなら、おっしゃるとおりでよいかも知れません。

部会長

ただし、第19条の上のところに「権利保護及び苦情対応」のところから変えていくということですか。「苦情」のところを「意見・要望対応」、「意見対応」、「意見要望」、「意見・要望対応」と。で、第2項のところの「苦情」を取ってしまって、ということでもよいのですかね。全然問題なければそれでもよいのかなと思いますけれど。

副部会長

この「苦情」ということは、特に何か是非使おうということでこの言葉で出てきた訳ではないのでしょう。

部会長

ではないと思います。

事務局

元々MAXということで、市政運営に関することをできる限り入れ込もうということをベースに、高松市、熊本市、札幌市あたりの条例を参考にして、元々集めて入れたという形にしたのは、市政運営部会での議論の最初だったので、その言葉がそのまま残っているという状況です。

部会長

意見、要望ということで済むのであれで、そのまま替えて「権利保護」と、他にどういったらよいのですかね。「権利保護」、「苦情対応」の方が言葉として分かりやすいのですか。

事務局

その辺は、事務局でも中で話をしたのですけれど結論は出ずに、例えば「権利保護」という見出しだけでもいけないことはないのかなとか色々考えたのですけれど、事務局で決めるわけでもないので結論は出ていないのですけれど。もし、必要であればこちらでも表現を考えさせていただければと思うのですけれど。

副部会長 今まで全部採用していないので、唯一採用になるのですか。

部会長「陳情」とかいうと、少し違うのでしょうね。

事務局 「陳情」というと議会の方にイメージはいってしまいますね。

事務局 これは事務局で考えさせていただいて、まとまった時点で全体会の前に一度皆さん に見ていただいて、ご了解をいただいた上で全体会に部会としての案という形でかけ

ていただくということでよろしいでしょうか。

部会長はい、よろしくお願いします。

副部会長 方向としては、「苦情」という言葉は削除するということで調整を行うと。

事務局 そうですね、「苦情」という言葉に替わるものということで。「報告3」は概ねそういうことでありまして、「報告5」は先程冒頭に申しましたように市政運営部会にかかるものは

ありません。

部会長はい。よろしいでしょうかね。他に、特に全体を通じてご意見がございましたら。

事務局 であれば、2月の下旬に予定させていただいて日は決まっていないのですけれど、 全体会に向けて次の部会は開催しないと、今の「苦情」についてはこちらの方で少し 時間をいただいて、全体会までにはきちんと提案させていただいて、ご了解をいただ

いた上でということでよろしいでしょうか。

副部会長 一つだけ、パブリックコメントについてはホームページで出すのでしょうけれど、残りの分色々あったもの、こういうものというのは何もせずにそのまま委員会の中で議論をして、答えを出して整理して、採用するか採用しないかをして、その結果をどこかに出

すということはしないつもりですか。

事務局 そうですね、今のところそれは予定していないです。ただし、いただいた意見に対しては、だからこうするのだとか、それはこうしないよとかいうのは、やはりそれなりの議論の上の結論を持っておくべきだろうとは思うのですけれど。それを積極的に公開してと

いうふうには考えていません。

副部会長 考えていないですね。はい。

事務局 どうもありがとうございました。それでは、これで第9回市政運営部会を閉会させてい

ただきます。